

三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第4次)具体的施策一覧

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

0 共通課題

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策 の 方向	該当 記号	区 分	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等		
	ア	●	就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画をもとに、すべての教育・保育活動を通して、組織的・計画的に取組を進めていきます。
	イ		すべての子どもたちが、だれもが幸福な人生を送り、一人一人が大切にされる社会の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びの向かう力・人間性」などをあらゆる機会を捉えて育んでいく教育を行います。
	ウ		生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。
	エ	◎	小中学校の人権学習の授業の中で「三木市人権尊重のまちづくり条例」の意義についての学びと、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成する教育を推進し、それを実践するための学習を行います。
	②家庭		
	ア		子どもたちの人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、子育てにかかわるすべての部署において人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて、啓発を進めます。
	③地域		
	ア	●	住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。
	④職場		
	ア	◎	市が主催するセミナーや研修に参加した企業や団体を、市の広報や人権推進課が発行する情報誌等において紹介します。
(2) 人権行政・施策の推進	①学校等		
	ア	●	これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しながら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園（所）・学校の人権にかかわる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。
	イ		子どもたちの自己実現につながる学びのために、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えています。
	ウ		すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育んでいく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園（所）・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。
	エ		出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利及び学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。
	②家庭		
	ア		家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。
	③地域		
	ア		近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、各種イベント等との共同開催も検討し学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。
	イ		住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。
	ウ	●	豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援するとともに、災害時にも機能する地域づくりに貢献します。
	エ		各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。
	④広報や情報提供の充実		
	ア		さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。
	⑤相談体制の充実		
	ア	●	市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。
	イ		各種相談窓口を相互につなぐセンター的施設として、総合隣保館の機能を充実させます。
	ウ		相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払いつつ、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。
	⑥人権侵犯事件（事象）対応に向けた体制の充実		
	ア	●	人権侵犯事件（事象）が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会（仮称）」の設置をめざし、準備委員会の設置に向けた体制づくりに努めます。
	イ		インターネット上における差別書き込みの実態を把握するため、悪質な書き込みに対する調査の実施等について体制を整えます。
	⑦すべての市職員及び教職員への取組		

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

(3) 人権尊重のまちづくりの展開	ア	●	差別のない三木市をつくるため、すべての市職員及び教職員を対象に、あらゆる人権課題をテーマとした研修を進め、人権に関する意識の高揚を図ります。
	イ		すべての市職員及び教職員が、人権尊重に主眼を置き、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。
	ウ		人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。
	エ	● ◎	すべての市職員及び教職員が「差別問合せ」に適切に対応できるよう、「人権侵害に係る身元調査等への窓口・電話対応マニュアル」を活用した研修に努めます。
	①人権擁護活動の定着・普及		
	ア		行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。
	②団体・グループ等の育成		
	ア		三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかかわる各種市民組織、NPO、NGO団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。
	③団体・グループ等への啓発		
	ア		福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。
	④人権教育総合推進事業の推進		
	ア	●	市内各地域における人権教育の進展を通した、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。
	⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化		
	ア		三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

1 部落差別にかかわる人権

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等		
	ア	●	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため、「特別の教科道德」や「総合的な学習の時間」、各教科、外国語活動、外国語等の指導の中でも、いじめをなくす、異文化理解を促進するなどの目標を設定し、人権の視点をもって指導するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。
	イ		新しい教材開発を含めた指定教材の見直し等を含め、人権教育資料や地域教材を積極的に活用しつつ、子どもたちが自分事として学べる、体験的な人権・同和学习を行い、部落差別をなくす子どもたちの育成に努めます。
	ウ		幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園（所）・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。
	エ		インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめさまざまな人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むための情報モラル教育を推進します。
	オ	●	教職員の同和教育に対する理解を深めるとともに人権感覚を磨くため『同和教育伝承講座』のさらなる充実をはじめ、各種研修会への教職員の積極的な参加の推進等、人権研修の充実・強化を図ります。
	カ	◎	人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」（平成27（2015）年作成）を、10年ぶりに改訂し、教職員が現代的課題や法律に準拠した人権・同和学习を自信をもって正しく指導できるよう強化します。
	②職場		
	ア		三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。
	③地域		
	ア	● ◎	三木市人権教育総合推進事業実施要綱に基づき、教育事業・人権リーダー育成事業、人権教育団体助成事業を積極的に推進し、市内各地域における人権教育の進展を通して、部落差別の解消や人権に関する課題の解決、及び共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりに寄与します。
(2) 人権行政・施策の推進	①総合隣保館の機能強化		
	ア		全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。
	イ		人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。
	ウ		各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。
	エ		人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。
	オ		総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。
	②学校等		
	ア		人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組みます。
	イ		社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。
	③地域		
	ア		一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。
	イ		これまでのまちづくりを通して培われてきた住民参加型の経験と方法の人権尊重のまちづくりに活かすよう、同和教育をはじめとする人権課題にかかわってきた人たちの知恵や活動に学びます。
	ウ		公民館や各種団体、各地区人権・同和教育推進協議会や市民協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。
	エ	●	インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組みます。
	④相談体制の充実・強化		
	ア		差別落書き、差別発言、インターネット上での差別書き込みや差別動画の掲載、プライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員（仮称）」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。
(3) 人権	①総合隣保館と社会教育施設の充実		
	ア		総合隣保館は、その設置の趣旨を踏まえ、人権尊重のまちづくりの中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和教育の解決に努めます。
	イ	●	公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。
	ウ		総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。

人権尊重のまちづくりの展開	②園（所）・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化	
	ア	不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園（所）・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、フリースクール等の民間機関や地域との連携体制を充実・強化します。
	イ	これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するとともに、中学校区で部落差別についての共通の学習を行うため、小中一貫の充実を図るなど、すべての幼児・児童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。
	③住民学習の工夫と充実	
	ア	● 若年層をはじめ、あらゆる世代において住民学習への参加者が増加するよう、参加意欲が高揚し、参加後の満足度が向上する開催方法や内容を工夫し、充実させます。 ◎
	④部落史を研究する団体の育成・支援	
	ア	● 部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

2 女性/ジェンダーの人権

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 人権啓発の推進	①市の率先した男女共同参画の取組		
	ア	◎	市女性職員の管理職への登用を積極的に推進します。
	イ	◎	市男性職員の育児休暇の取得をさらに推進します。
	ウ	●	市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実します。
	エ	◎	市が行う工事・業務の委託・物品の買入れ等の業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価等の導入について検討します。
	②学校等		
	ア		教育活動全体を通じ、個人の尊厳、ジェンダー平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。
	イ	●	性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かすとともに、幼少期から多様な性差を理解し、互いに尊重し合う教育を進めます。
	ウ	◎	デートDV等防止のため教育・啓発に努めます。
	③職場		
	ア		子どもや家族との家庭生活、地域生活の妨げにならないよう、事業主に対し柔軟な働き方を啓発します。
	イ		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。
(2) 人権行政・施策の推進	①学校等		
	ア	○	ジェンダー平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。
	イ		教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。
	ウ	◎	多様な性の存在を認識し、理解を深めるための取組を推進するとともに、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。
	②地域		
	ア	○	女性参画への気運を高めるために、各自治会において女性役員が積極的に選出されるよう取り組みます。
	イ		地域活動において、性別にかかわらず誰もが参画できるような情報や学習機会を提供します。
	ウ	●	あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。
	エ		固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。
	③職場		
	ア		あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等のジェンダー平等を促進します。
	イ		女性の職業能力向上に向けて支援します。
	ウ		農業を行う家族を支援するために、「家族経営協定」を普及します。
	エ		女性の起業・経営や自営業に従事する女性を支援します。
	④誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり		
	ア		性犯罪、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ストーカー行為などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力の根絶をめざし、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。
	イ	●	女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。
	⑤男女共同参画センター機能の充実		
	ア		男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。
	イ		女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。
	ウ		就労や起業に関する支援の充実を図ります。
	エ	●	男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。
	⑥性の多様性に関する理解促進		
	ア	◎	多様な性の存在を認識し、理解を深めるための教育・啓発を推進します。
	イ	◎	「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。
	ウ	◎	LGBTQ+等の方も安心して暮らせるよう、相談窓口の充実に努めます。
(3)	①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進		

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

ち づ く り 人 権 の 尊 重 開 の ま	ア		女性があらゆる場で活躍していくために、さまざまな知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。
	②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成		
	ア		男女共同参画に取り組む団体・グループを支援し、既存の団体・グループの力量アップに取り組みます。
	イ	● ◎	政策・方針決定の場へ参画できる女性を育成するための講座を開催するとともに、さまざまな分野で活躍する女性や団体等が、互いに交流できる機会を設けます。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

3 子どもの人権

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等		
	ア		乳幼児・児童生徒の多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。
	イ		児童生徒が主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の充実を図ります。
	ウ	○	インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育を推進します。
	エ	●◎	いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」との認識の下、いじめは許されない行為であることについての教育及び啓発を行い、学校・家庭・地域社会が一体となっていじめのない社会づくりを推進します。
	オ	◎	海外との情報などにより国際感覚を養うことで、多文化共生社会の一員であるという自覚を促します。
	カ	◎	外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会を充実させ、将来の展望を広げるための教育を重視します。
	②地域		
	ア	●◎	体罰等に対する意識改革を行い、子どもが健やかに成長、発達するために、社会全体で子育てを行う必要性についての啓発を推進します。
	③職場		
	ア	●	子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現等について啓発します。
(2) 人権行政・施策の推進	①学校等		
	ア	◎	学校に通いにくい子、集団が苦手な子、学習面や生活面で発達上の困難を抱える子等、多様な背景をもった子どもが安心して過ごせる居場所を作り、すべての子どもが生き生きと過ごし、今を幸せに感じる学校づくりを進めます。
	イ	○	園（所）・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに応じた教員の研修を実施し、教員同士が心を通わせ、子どもに寄り添うことのできる指導力の向上に努めます。また、子どもに対するアンコンシャス・バイアスがないか、教師自身が点検できるような研修を実施します。
	ウ		認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組みます。
	エ		いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。
	オ		いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。
	カ		児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題の解決や組織的な対応に向けた指導体制の構築と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図り、一人一人に個別最適な支援を行います。
	キ	○	障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、多様な性をもつ子ども、家庭で困難のある子ども等、子どもの事情や背景を踏まえた教育的ニーズを把握し、進路や生活や学習上の課題に応じ、適切に対応します。また、学びの多様化学校、フリースクール、夜間中学校など多様な学びの場がある事を周知し、その子に合った進路支援をします。
	ク		地域と連携・協働して子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに地域と保護者や学校が一体となって地域社会全体で質の高い豊かな教育を創出します。
	ケ	◎	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、ケース会議の実施など、学校に通う児童生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。
	コ	◎	不登校児童生徒に対しては、校内での居場所づくりを推進するとともに、オンラインや校内教育支援センター等を活用し、教育相談や学習支援を行います。
	サ	○	教職員等の人権感覚を磨き、体罰の禁止と暴力の否定について教職員全体で共通理解を深めるとともに、一人一人を大切にした学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。
	シ	◎	外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会や母語による支援を充実させ、子どもたちのアイデンティティの確立と将来の展望を広げるための教育を重視します。
	②地域		
	ア		地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。
	イ		子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。
	ウ		民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報を行います。
	エ		子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。
	オ		地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。
	③企業等		
	ア		自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚につなげるべく「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。

③ く り 人 権 の 尊 重 開 の ま ち	④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり	
	ア	子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。
	イ	子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。
	ウ	関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。
	エ	虐待をはじめとする不適切な監護・養育が生じないよう的確に養育者に対し、助言・指導できる体制を整備します。
	オ	貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。
	⑤相談体制の充実・強化	
	ア	● いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。
	イ	虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。
	⑥センター機能の充実	
	ア	青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。
	イ	子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及び解決を図り、いじめを絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくりします。
	①子どもの意見を大切にしまちづくり	
	ア	意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしまちづくりに取り組みます。
	②地域社会での体験活動の充実	
	ア	子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた自発的な活動の機会の充実に努めます。
	③地域とともにある園（所）・学校づくりの推進	
	ア	学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育むことにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

4 高齢者の人権

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等		
	ア		園（所）・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう（困りごとや喜びなど）やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験（体験）などを子どもたちに伝えていきます。
	イ	●	高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にしたい学びを推進します。
	ウ		認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。
	②職場		
(2) 人権行政・施策の推進	ア		介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。
	①学校等		
	ア		学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもの情緒豊かに育てることにより、高齢者の生きがいがいづくりに努めます。
	②地域		
	ア		高齢者や、その介護をする家族を孤立・疲弊させず、地域全体で温かく支えていける社会をめざし、高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し地域福祉のネットワーク構築に努めます。
	イ	●	高齢者が伝統文化を園児や小・中学生に継承していく取組を継続していきます。
	ウ	●	地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。
	③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり		
	ア		高齢者の尊厳を保持しながら可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。
	イ		公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。
	ウ		高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるという認識の下、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での虐待を防止する施策を推進します。
	エ	●	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するほか、国で示された「新しい認知症観」による認知症高齢者等にやさしいまちづくりに取り組みます。
	オ		介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。
	カ		高齢者の人権に配慮した成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。
(3) 人権尊重のまちづくりの展開	④相談体制の充実・強化		
	ア		高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心としての機能の充実を図ります。
	①高齢者の社会参加の促進		
	ア	●	高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。
	イ	●	高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。
	ウ	◎	市立各公民館で開催している「高齢者教室」などにおいて、講師や教室の題材などについて近隣の大学などにも協力依頼し、社会参加に自主的に取り組める活動の促進を積極的に進めます。
	エ		高齢者にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
	②交流の場づくり		
	ア		地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者だけでなく誰もが交流できる場づくりとともに、居場所づくりや多世代がふれあう場づくりなどの住民主体の地域活動をさらに支援します。
	イ	◎	老人クラブや、三木市高齢者大学などの高齢者の活動や交流を通じた生きがいがいづくりを支援します。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

5 障がい者の人権

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 啓発の推進	①学校等		
	ア		障がいの有無にかかわらず、さまざまな考え方や価値観を互いに理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。
	②地域		
	ア		保護者や地域などに対して、障がいに対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。
	③職場		
	ア		企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。
(2) 人権行政・施策の推進	①学校等		
	ア		障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等とともに本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。
	イ		教育全般において、インクルーシブ教育を社会全体で推進していき、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、かかわり合い成長していける体制をめざします。
	ウ	●◎	市内の特別支援学校・学級の保護者の座談会を開催し、保護者の不安解消や情報交換の場を創出します。
	②地域		
	ア		障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模作業所等への支援を行います。
	イ		障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。
	ウ	●	公民館や各種団体等に対し、障がいについて理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。
	エ		地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。
	オ	◎	放課後デイサービスと併用して学童保育（アフタースクール）の利用も増加しているため、必要に応じて学校、放課後等デイサービス事業所、アフタースクールの連携を進めます。
	③職場		
	ア	●	障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチの導入など就業の促進、機会の拡大を支援します。
	イ		障がい者の雇用にあたっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。
	ウ		職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。
	④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり		
	ア		障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。
	イ		障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。
	ウ	◎	障がいがある人の活動制限がなくなるよう、日常生活において提供される設備の環境整備を進めます。
	⑤相談体制の充実・強化		
	ア	●	障がい者やその家族などで悩みを持つ人に対して、ライフステージに応じてニーズに的確に対応できる相談体制の充実を図ります。
	イ	●	関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知し、相談窓口の利用促進を図ります。
	ウ		障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。
	エ		必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。
	⑥センター機能の充実		
	ア		障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター等に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。
	イ		児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。
(3)	①地域における交流機会の促進		
	ア		イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。

3 (人権尊重のまちづくりの展開)	イ	◎	障がい者の芸術面での交流の場所や機会の創出を図ります。
	ウ		地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障がいの有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。
	②地域生活支援拠点等の整備		
	ア		本市の現状から鑑みると、地域生活支援拠点に求められる機能すべてを満たすことは困難ですが、基幹相談支援センターを中心に、市内の障害福祉サービス事業者や関係機関と連携することで体制の構築に努めます。
	③地域における人材育成・支援		
	ア	●	地域で新たな生活を始める障がい者も含めて、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域で活動する人材の育成を支援します。
	④障がい者団体等の育成・支援		
	ア		まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。
	⑤社会福祉専門職等の連携と支援		
	ア		各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

6 外国人の人権

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策の方向	該当記号	区分	具体的施策
(1) 人権教育・啓発の推進	①学校等		
	ア		アイデンティティの確立や進路実現など、外国にルーツをもつ子どもの自己実現に向けた指導・支援を実施します。
	イ	○	国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々との共生を進める多文化共生教育を充実します。
	②職場		
	ア	●◎	市内事業所に向けて、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進を進めます。
	③地域		
	ア	●◎	外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のため、住民学習会等において、多文化共生の意義について教育・啓発を実施します。
	イ	◎	日本人住民と外国人住民が互いの違いを認め合い、ともに理解し、尊重し合う気持ちがあるよう多文化共生の意識の高揚を図ります。
	ウ	◎	外国人住民においても障がい者や性的マイノリティが存在することを念頭に置き、外国人住民が差別されないことがないよう、啓発を推進します。
	④外国人住民が安全に安心して暮らせる環境づくり		
(2) 人権行政・施策の推進	①学校等		
	ア	●◎	すべての外国にルーツをもつ子どもが就学の機会を逸することのないよう、就学状況の管理・把握に努め、就学に向けた取組を推進します。
	イ		外国人住民にもわかりやすい就学前教育・保育制度の情報提供の充実を努めます。
	ウ		日本語での授業が難しい児童生徒等に対し、日本語指導や教科学習における支援などケースに応じて、関係各所と連携し、学びの充実を図ります。
	エ	◎	外国にルーツをもつ子どもが、日本語を学んだり、相談したりできる日本語教室の開催や運営を支援します。
	②職場		
	ア	●	労働関係法の遵守はもとより、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活ができるよう労働環境の改善を働きかけるとともに、企業が抱える問題や課題に対する支援に努めます。
	イ		企業等において「やさしい日本語」や多言語対応など、外国人住民が相談しやすい環境づくりと連携ネットワークの形成を支援します。
	ウ	◎	外国人住民の就業機会を確保するため、卒業後に国内で就職、起業する留学生や外国人住民が地域で活躍できるよう、教育機関や企業と連携し、地域における就業促進や企業を支援します。
	エ	◎	企業等における外国人従業員等に対する日本語学習支援や、日本の生活習慣・文化の理解促進の取組への協力及び支援を行います。
	③地域		
	ア		日本人住民と外国人住民が相互に交流し、市民の異文化理解や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の地域活動への参画を促進します。
	イ		日本語の理解が不十分な外国人住民が孤立することのないように地域の実状に応じた日本語教室の開催や運営等の支援を行います。
	ウ		外国人住民が自治会や委員会等の会議に参加し、行政や地域の施策に対して意見を反映できる仕組みづくりを推進します。
	④外国人住民が安全に安心して暮らせる環境づくり		
	ア		外国人住民が安心して暮らすために必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築するため、さまざまなツールや媒体を活用するとともに「やさしい日本語」を含む多言語化による情報提供の充実を図ります。
	イ		外国人住民が日常生活の困りごとを相談できるよう、関係機関と協力しながら支援します。また、三木市国際交流協議会と連携し、外国人住民が地域で孤立しないよう支援します。
	ウ	◎	「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、より多くの外国人住民が、本市で充実した生活を送りながら地域活動にも貢献することができるよう、日本語学習の機会と文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。
	エ	◎	外国にルーツをもつ子どもが、市立の小・中・特別支援学校において日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障しています。子どもや保護者の就学意識を高め、教育の重要性や日本の教育制度などの理解を深めることができるよう取組を進めます。加えて、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや日本語学習機会の充実を図ります。
	オ		災害時発生時に外国人住民が適切に避難できるよう、地域防災計画に外国人住民への対応の位置づけを検討し、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人住民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。
	カ		外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備を進めます。医療通訳にかかる人材の発掘や医療通訳体制の確保に努めます。また多言語対応が可能な医療機関についての情報提供や多言語化した問診票等の周知を図ります。
	キ	◎	外国人住民が必要とする子ども・子育てや福祉サービスを適切に利用できるよう多言語による情報提供を行います。また妊婦や高齢者、障がい者等が求める生活上必要な福祉サービスを適切に受け取ることができるよう、外国人住民のライフサイクルごとに生じるさまざまな困難に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
	ク	◎	住宅については、仲介業者や居住習慣・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人住民への居住支援を行います。
	⑤相談体制の整備		

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

(3) 人権尊重のまちづくりの展開	ア	外国人住民が地域生活で生じるさまざまな困りごとや外国人住民に対する差別や人権侵害に関して相談できるよう、三木市国際交流協会や関係機関と連携し、相談窓口の充実に努めます。
	イ	外国人住民が行政・生活情報を入手し、日常生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、一元的相談窓口「外国人住民相談窓口」を周知し、充実に図ります。
	ウ	◎ 行政各所による相談窓口での「やさしい日本語」での対応をはじめ、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）による通訳サービス等を活用するなど、多言語での対応を推進します。
	⑥三木市国際交流協会機能の充実と連携	
	ア	三木市国際交流協会と協力・連携し、「日本語教室」などの多文化共生事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人住民相互や日本人住民との交流を支援します。
	①多文化共生のまちづくり	
	ア	◎ 外国人住民は、日本人住民と対等な地域社会の構成員であるという意識をすべての市民や企業が共有し、国籍を問わず市民一人一人が多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みづくりを促進します。
	イ	◎ 日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民を地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに交流を深めます。また外国人住民は、必要な日本語習得、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習するとともに、地域住民の一員として、日本人住民とともにさまざまな活動に参画し地域社会に貢献できるよう努めます。
	②外国人住民の地域づくりへの参画	
	ア	多文化共生の意識と国際理解を深めるため、日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。
	イ	地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。
	③多文化共生に取り組む人材の育成	
	ア	外国人コミュニティのキーパーソンを発掘し、外国人住民のネットワークや自助組織の支援に取り組む人材の育成を進めます。また外国人住民と日本人住民及び地域との連携を促す多文化共生に関するボランティアなど多文化共生の担い手となる人材の育成とその機会を広げます。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画具体的施策

I 基本計画（実施計画）の目標・位置づけと計画推進の方策

7 その他の人権課題

※区分：●重点、◎新規、○拡充・変更、□継続

施策 の 方向	該当 記号	区分	具体的施策
			①HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権
			HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。
			②生活困難者の人権
			産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得（生活保護水準）が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。また最近の資材や燃料の高騰、物価高は、生活を圧迫しています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら生活困難者の自立に向けた支援を行います。
			③犯罪被害者等の人権
			事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。
			④被災された人たちの人権
			震災や風水害等で被災された人たちが風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。
			⑥その他の人権課題
			このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症、ホームレスなどさまざまな人権にかかる課題が多くあります。これらの課題解決に向けて、教育・啓発に努めます。